

第2 農業連携表付加価値と国民所得との対比

(農業)

| | 生産連携表(10) | 生産国民所得(NI-P) | 分配国民所得(NI-D) |
|-----------|--|---|--|
| ① 稽計方法 | <ul style="list-style-type: none"> ○品目別に、生産量を把握し、これに価格を乗じて生産額を算定し生産費調査による物的経費を差引いて付加価値を算定している。 ○対象品目は次のとおり 米、麦類、いち穀、雜穀豆類、蕎麥、その他の作物、果樹、油糧作物、砂糖、原料作物、嗜好耕作物、穀類農業作物、藥用作物、その他工芸作物、微生物原料作物、微生物原料作物、乳牛、養鶏、その他家畜家禽、織維用農機、農器 | <ul style="list-style-type: none"> ○農業総生産額(農業総産出額+飼料等中間生産物)に農業経済調査の全国農家1戸当たり平均所得率(所得額÷農業総収益)を乗じて求めている。 ○農業総生産額を求める際、総産出額に飼料等中間生産物を加えているのは、所得率算定に当り用いる農業経済調査の農業総収益とカタゴリーを近似させるためである。 | <ul style="list-style-type: none"> ○農業経済調査により推計した個人農主所得、勤労所得、小作料の合計である。 ○個人農主所得は、所得率4%の1/4とおり、農区別、階層別の1戸当たり農業所得に当該戸数を乗じて算定。 ○勤労所得も別表第4の2%とおり、個人農主所得と同様の方法で算定した。 ○小作料は、上のように算定した個人農主所得に小作料・所得比率(農業経済調査による農家1戸当たり小作料実払額÷1戸当たり農業所得=0.6%)を乗じて算定。 |
| ② 稽計結果と比較 | 1,240,630 百円(53/4現在) | (-100,267 対 I-O) 1,140,363 百円 | (+3,459 対 I-O) 1,244,089 百円 |
| ③ 問題点 | <ul style="list-style-type: none"> ○農業加工(食料品、薬加工品等)はI-Oより除外されているが、NIは薬加工品等は含まれている。 ○I-Oは逐年統計であるが、NIは年度統計による推計である。 ○自賃運送については、I-O、NIともに除いているが、(農業経済調査によれば約20億円)これは建設業部門に計上すべきではないか。 ○生産国民所得(NI-P)は次の方式で算定されている。 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>個人農主所得 ; 1,237,089</p> <p>勤労所得 ; 40,878</p> <p>小作料収入 ; 7,423</p> <p>控除)農機税 ; 41,301</p> </div> </div> | |

| | 生産業連用表 (I-O) | 生産国民所得 (NI-P) | 分配国民所得 (NI-D) |
|------------------|---|---------------|---------------|
| ⑤ 向 題 矣 | $\Sigma P_8 \times R$ (R; 所得率 = 農業所得 ÷ 農業粗収益) <p>この場合の ΣP_8 には、飼料・種子等中間生産物を含んでおり、この吳所得率算定に用いている農家経済調査における農業粗収益は自家生産、中間生産物を含み、購入分は除いてあります。これは所得推計結果の増大をもたらす要因となる。また ΣP_8 に含まれる植物培植費および農業収入（森林等の賃貸料を含む）が農業粗収益に含まれている。このことは、所得推計結果の低下の要因となる。</p> | | |

〔林業〕

| | | | |
|-----------------------|--|---|---|
| ① 推 計 方 法 | <ul style="list-style-type: none"> ○育林、伐木、薪炭、特殊林産物等ごとに生産量・単価を把握して生産額を算定し、これより物的経費を差引いて求めている。 ○なお、算定に当つては、国有林、民有林別に計算し、これを累計した。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 35年産業連用表作成過程における森林（育林・伐木）、木炭・薪等品目別従業者数に 30 年相当の品目別所得率を乗じて求めている。 ○ 30 年相当所得率は林野省が 30 年産業連用表の調整表より作成した「林業の分析に用いる収益表」の収出額と勤労所得およびその他の付加価値とを用いて算定している。 | <ul style="list-style-type: none"> ○各区別のうち、勤労所得については 34 歳年推計を生産・賃金面指数でひきのはし個人業主所得（民有林のみ）もほく同様に生産・物価面指数で延長し法人所得（民有林のみ）および（国有林）官公事業収入のみ在年総計により計上している。34 歳年（基準）算定方法は以下のとおり。 ○勤労所得については、薪材・木炭・薪くが入薪を含む）特殊林産物ごとに算定した 34 歳年生産額を国有・民有林別に分割、所得率および勤労所得・所得比率を乗じて算定している。 二の場合の所得率、勤労所得・所得比率は、国有林等推算特別会計を基礎として算定し民有林については、民有林に係る値を修正している。 ○（民間）個人業主所得は、さきに算定した民有林生産所得より勤労・法人面所得を差引いて算定。（別項第3、第4 の参考） |
|-----------------------|--|---|---|

| | I O | N I - P | N I - D |
|-----------|--|----------------------------|-----------------------------|
| ② 満足結果と比較 | 370,422.8百万円 (38% 現在) (別表第4の6参照) | (-23,458.6) 百万円 354,964 | (-151,355.6) 百万円 227,067 |
| ③ 問題発 | <ul style="list-style-type: none"> ○三者ともに、activity basis のとはいえるが、NIDについては、勤労、個人業主所得は、24戸耳のみについてactivity basis であつても、それを賃金・生産・物価等の指數で延長しており、これが、今日の大なるギャップの主たる原因となつてゐるものと思われる。 ○I Oは、NI-Pにおける素材部門を森林・伐木に分類している。 | | |

【水産業】

| | | |
|--------|---|--|
| ① 推計方法 | <ul style="list-style-type: none"> ○沿岸漁業、直洋沖合漁業、深海養殖業、捕鯨業、内水面漁業、内水面養殖業別に生産額より物的経費を差引いて求めている。 ○33戸耳の所得推計を基礎とし、生産・物価指數により延長推計した。33戸耳推計の算定方法は以下のとおり。 ○漁業については漁家・個人経営・法人経営別に水産加工については一般・母船式別に生産額に所徴率を乗じて算定した。 ○生産額は、漁業については毎年の漁獲金額(直洋・内水面・深海養殖・内水面養殖・母船式捕鯨・沿岸捕鯨別合計)を計算便箇上漁家・個人経営・法人経営別に分割(海面漁業は33年版センサスの経営組織別漁獲金額を用い、また内水面・深海養殖・内水面養殖は漁家に、捕鯨は法人経営に含めた)。 | <ul style="list-style-type: none"> ○25年度の所得推計を基礎とし、勤労所得については生産・賃金指數、個人業主所得については生産・物価指數で延長推計し、法人所得については法人企業統計より別途算定した。 ○漁業については漁家・法人・個人経営別に生産額に所徴率、勤労・所徴比率を乗じて所得・勤労所得を算出し、個人業主所得は差引後として算定している。水産加工・水産養殖についても同様である。 ○生産額は、漁業については、海面(旅館業、単価は農村物価調査を用)捕鯨、内水面(24センサスにより海面漁業との比率で算定)別に |
|--------|---|--|

| | I O | N I - P | N I - D |
|-----------------------|--|--|--|
| ① 計 算 方 法 | | <p>水産加工については、農林省統計表、中央卸売市場年報等より取扱用水産加工品生産額を算定。工業統計表における水産食品製造業出荷額（豚ひし、缶、つぼ詰製造業）を除き、推定自家消費額5%を加算し、更に別途母船式漁業加工外を加えている。</p> <p>○所得率は、漁業、個人経営、一般水産加工は、漁業経済調査と漁業動態調査を用いて算定し、また法人経営は法人企業統計を用いて算定、母船式漁業水産加工は工業統計表の従業者4人以上手業所について所得率を算定した。</p> | <p>生産額を算計し、これを計算上の便宜のため、同上センサスを用いて、漁家、個人経営(従業員6人以上)、法人に分割した。水産加工については、北海道・鹿児島・大分三県の水産加工、漁業生産比率を用いて海面漁業生産額により算定。水産養殖については、昭和ノ々年大蔵推計を用い、漁獲量を乗じて漁業生産額と養殖対漁業比率とから算定。</p> <p>○所得率等は法人漁業については、法人企業統計を用いて所得率および人件費・営業収入比率を求め、個人経営漁業については経本資料および北海道漁業生産収支計算表を用いて所得率、人件費・所得比率を求め、漁家漁業については、漁業経済調査と同上北海道資料を用いて同様計算を行った。水産加工については、北海道のデータを用い、水産養殖については前記経営資料を用いて算定している。</p> <p>(別項第4の4参照)</p> |
| ② 概 計 結 果 | <p>合水産加工； 239,292.4 百万円 缺； 193,934.7</p> | <p>(- 86,684.4) 152,606百円 (合水産加工)</p> | <p>(+ 28,370.6) 267,663百円 (合水産加工)</p> |

| | I O | N I - P | N I - D |
|------|--|---------|---------|
| ◎問題点 | <p>○ I Oにおいては、水産加工は水産業より取扱われるが、N Iにおいては漁業加工分だけは含まれる。しかし I O、N I をともに含水産加工のレベルで比較しても、N I - P のギャップは甚だしい。</p> <p>○ 同じ N I においても、N I - P は N I - D に比して著しく低い。両者の推計方法はともに過去（33年および55年）の延長推計であり、同様の延長指数を用いているのでギャップの原因は基準にあるのではなかろうか。</p> <p>○ N I - D の相対的に大となる原因としては漁業生産額の単価に農村物価調査を用いていることも考えられる。 (農村物価調査は比較的良質の品質の取扱価格であり、やゝ高目の価格であり、自家消費分の評価にこれを用いることは漁業生産額の過大評価を防ぐものと思われる。)</p> | | |

(説明)

| | | | |
|-------|-----|---|--|
| ◎推定方法 | 作業中 | <p>○金属・非金属・石炭並び・原油天然ガス・石炭砂利部門ごとに生産金額と所得率を求め、それらを乗じて算定している。</p> <p>○生産金額は上記の部門ごとに直産額「本邦鉱業の趨勢」を用いた。但し石炭砂利は他の直産額調査による。</p> <p>○所得率は、石材、石利を除き上記「本邦鉱業の趨勢」より算定し、石材・砂利については石炭・更炭のそれをそのまま用いている。</p> | <p>○労力・個人業主・法人・その他所得別の推計によるが、各項とも別表第3を参照のこと。</p> |
| ◎推計結果 | 作業中 | 191,639百万円 | 201,628百万円 |

| | I O | N I - P | N I - D |
|------------------|-----|--|------------|
| ◎ 可 能 性 | 作業中 | <p>○所得率の算定に当つては、上記の如く「本邦職業の類別」を用い「(生産金額一物的経費)÷生産量」により算定している。この場合物的経費中には、「その他の支出」および「一般管理費および販売費」を含み、算定に当つては、基盤の3%を計上している。この結果所要時間が上がり、所得率の低下をもたらし、実際より推計結果を低くしているのではなかろうか。</p> <p>○同様に石材、砂利の所得率を資料不足につき、石炭、亜炭のそれ50.6%を使用していることも考慮であろう。</p> | 別表第3参照のこと。 |
| 美 | | | |

〔建設業〕

| | | | |
|-----------------------|---|---|--|
| ◎ 推 定 方 法 | <p>○労務所得、営業余利の合計によって算定し、労務所得は、規模30人以上の事業所とその他に分けて算定、営業余利については法人分 嘉業余利および個人業主分営業的所得と個人業主の勤労的所得とに分けて算定している。</p> <p>○勤労所得の算定に当つては雇用者数には35年国勢調査を用いて建設業以外に属する建設活動者をも含めかつ、季節修正をしており、賃金は毎月勤労統計を用い、規模30人以上、その他相機そりそくの賃金を算定している。</p> | <p>○連続実行額に所得率を乗じて算定している。</p> <p>○実行額は、建設業「建設投資実績推計」と「建設工事実行額調査」より建設投資額および下綱実行推計額を算定合計している。</p> <p>なお、計算便宜上これを個人および法人に分配する。</p> <p>○所得率については、法人分は「法人企業統計」を用いて算定、個人分は34年における個人・法人所得率比率を35年法人所得率に乘じて算定。なお、34年個人業主所得率は「法人企業</p> | <p>○労務、個人業主、法人、その他所得別に算定、合計しているが、各項とも、別表第3参照のこと。</p> |
|-----------------------|---|---|--|

| | I O | N I - P | N I - D |
|---------------------------------|---|--|-----------------------------------|
| ① 算 定 方 法 | <p>○営業余利については、下請施工分を含めた 営生産額と、法人企業統計を用いて算出した 営業余利売上比率とを用いて、法人営業余利 および個人業主分の営業的所得を算定した。 また個人業主の勤労的所得は、35年販勢調 査による業主および従業生産者数と毎月勤労 統計の現業 30人以上の事業所における常雇 労働者の平均月商賈与額により算定している (別項第44の9参照)</p> | <p>統計」の資本金 200 万円未満層のデータより 算定している。</p> <p>○この場合、所得額とは役員給与手当、従業員給 料手当、福利費、その他の経費(元)、利益、よ りなる。</p> | |
| ② 収 益 計 算 結 果 | <p>878,479 百万円 (C.T 3,254,848 百万円)</p> | <p>(-59,479) 819,000 百万円 (施行額 2,779,900 百万円)</p> | <p>(-204,831) 673,848 百万円</p> |
| ③ 向 標 異 | <p>○ I Oについては、他産業従業者中の建設活動者を含めており、この実機で activity basis であるが NI は、これらを含んでいない。</p> <p>○ NI-Pについては、現在までの検討の結果、建設投資実績推計等の公式データを採用したために、50 万円未満の修理を除く等、基本的にやゝ低 目となっていることが判明した。しかし一方では、その所得率の算定に当つては、所得中に撥轉的に「その他経費」の左をくり入れており、所得 率をやゝ高目に算定しているのではないかと思われる。</p> <p>○ NI-Dについては、I Oと調整するために、上記の算定結果 6,236 億円に、他産業の建設活動者分 1,430 億円(当該活動者、但國鉄、電力、 公務より建設に携入される者を除く約 65 万人、賃金約 22 万円/年)、金融的コストサービス分約 4,60 億円を加えると約 8,566 億円(左お上記 額を除く)となり、I Oの値と近接する。</p> | | |

〔製造業〕

| | I-O | N I - P | N I - D |
|-----------|--|--|---|
| ① 推計方法 | 作業中であるが、製造品毎別に生産額より物的経費を差引いて算定する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○官営・公営・民営別に算定し、合計している。 ○官営は、「特別会計決算計算書」および「政府機械設置費報告書」より人件費と剰余金を合計。 ○公営については、直接資料がないため、生産額は、民営生産額に公営・民営生産額比率く總理府「事業所統計調査結果報告書」の従業者数を用いて算定)を乗じて算定。所得率も民営の場合所得率ユヌ、六%を利潤。 ○民営については、「工業統計表」「法人企業統計」を用いて中分類ごとに生産額、所得率を算定し、これらによって所轄額を算定している。 | ○労働・個人業主・法人・その他所得別に算定計上しているが別項第3を参照のこと。 |
| ② 推計結果 | <p>作業中</p> <p>(参考) 農林省推計による 38/4 現在の食品工業について は、</p> <p>C-T ; 3,661,361 百万円</p> | <p>3,609,118 百万円 (生産額 16,135,161 百万円)</p> <p>(参考) 民営食料品製造分は</p> <p>生産額 ; 1,938,958 百万円 所得 ; 236,765 百万円</p> | 3,434,613 百万円 |
| ③ 問題点 | N/A ; 517,616.5 百万円 | | |

- 製造業については、activity basis の場合、自家生産原料等につき問題が生ずることは前記第1に示すとおりである。
- 具体的な款値による対応は、I-Oについておお作業中である現在、困難であるが、上の内閣において、食品工業の算定に当り、工業統計を用いた推計と、農林省の調査に基づく推計との調整について、別種所附会資料 N.O. ユー-4 の如き意見がある。それによれば製造小売につき、工業統計は事業所ベースで非効率であり、農林省調査ではこれを activity basis で分離している点が調整上の主要な問題点とされている。

| I O | N I - P | N E - D |
|---|---------|---------|
| ○ N I - P について、公官企業による資料の関係から、生産額および所得率を民官企業との関係で算定する等の方法をとっていることは、調整上の問題となる。 | | |

[御小遣業]

| | | | |
|-----------|--|---|--|
| ① 推計方法 | 作業中 | ○官営、民営別に算定・集計し、官営については、特別会計決算計算書より貢金債・食室の入件費および料金収をとり、民営は生産額に所得率を乗じて算定した。 ○民営の生産額は商業動態統計表(35年調査)の5月中総販売額を計算便宜上法人・個人に分割。さらに商業動態統計季報を用いて、全廻年開設施設をえた。なお飲食店販賣額は別途商業統計より集計個人営業外に加えている。 ○民営所得率は、法人については「法人企業販賣」を用い、個人については「個人企業経営調査年報」の御小遣業の整備状況より算定した。 | ○労働・個人・法人、その他所轄別に算起合計しているが、別項第3を参照のこと。 |
| ② 推計結果 | 作業中 | 2,235,401 百万円 | 1,856,848 百万円 |
| ③ 問題点 | ○ I Oが作業中であるので、数値の対比による検討は困難であるが、対象産業について、I Oは、飲食店を除き、N Eは何れもこれを含んでいる。 ○ N I - P については、所得率の算定に当つて法人・個人とともに「その他営業経費」(35年については30~34実績より推計)、「その他経費」のうちつづりを折算に入れており、これが、折算の推計に当つてどのように効果を与えているかが問題である。 ○ N I - P については、入件費についての修正(約655億円加算)が必要であることが判ったが(別項第3の1参照)をお約3,000 億円 N I - P より少ない。 | | |

(運輸業)

| | L O | N I - P | N I - D |
|---|-----|---------|---------|
| 10. NIと右に別項第3、第4の11 および別添所附部会資料No. 2-2 参照 | | | |

(通信)

| | | | |
|-----------|--|--|-----------------------------|
| ① 推計結果 | 郵便； 41,519.4 百万円 (C.T ; 32,160.8) 電気； 135,249.1 百万円 (C.T ; 218,214.7) 放送； 28,671.4 百万円 (C.T ; 82,495.2) 計； 205,439.9 百万円 寄(郵政)； 176,768.5 百万円 注) L.O では放送は振替に編入。 | 官営(郵政、電気公社) 246,205 百万円 民営(NHK、民放、国際電気 KK) 35,445 百万円 (+ 16,210.1 百万円) 計； 281,650 百万円 | 運輸通信公益合計； 1,134,807 百万円 |
| | 第三次産業部会資料(別添所附部会資料 No. 2-2) N O. 2-2 | ○官営(郵政、電気公社)、民営(NHK、民放、国際電気 KK)別に算定し、官営については「特別会計決算計算書」「政府開発援助資金」より、八件費、清算紅利負担金、損益等を直接算計した。 ○民営については、NHK、国際電気 KK は人件費等を直接算計するとともに、民間放送については時間売放送料に、収支決算書により算定した | ○別項第3および別添資料 No. 2-2 参照のこと。 |

| I O | N I - P | N I - D |
|-----|---|---------|
| | <p>所得率を乗じて求めている。</p> <p>○なお、NIの郵便には貯金を含み、これを金融に編入している IOとのギャップの主因と見つているものと思われる。</p> | |

〔公益事業〕

| | | | |
|---------------|--|--|----------------------------------|
| ① 推計結果 | <p>電力・ガス； 作業中 上下水道および清掃業； 32,121 / 百万円</p> | <p>電 気； 198,372 百万円 ガス； 34,646 百万円 水 道 26,828 百万円 (除青掃業)</p> | <p>運輸・通信・公益合計； 1,134,807 百万円</p> |
| ② 推計方表と問題点 | <p>第三次産業部会資料(別添所得部会資料 NO.2-2) 参照のこと。</p> | <p>○電気は、大電力については事業報告書より人件費・利益率を直接集計し、その他の電気事業者については「電気事業要覧」の電気事業収入と大電力の平均所得率を利用して算定。 ○ガスについては通産省調べによる生産額に、大手18社の経理状況に関する通産省調べにより算定した所得率を乗じて算定。 ○水道については「水道協会資料」による収入に東京都の上、下水道決算書により算定した所得率を乗じて算定。 ○清掃業は每人でない。</p> | <p>別項第3および別添資料 NO.2-2を参照のこと。</p> |

〔金融・不動産業〕

| | I O | N I - P | N I - D |
|---------------------------|-------------------------------------|---------|---|
| ① 総 計 結果 | 280,143.6 百万円 | _____ | (-46,611.6) 833,532 百万円 |
| ② 総 計 方法 と問題点 | 第3次産業部会資料(別添所得部会資料No.2-2) 参照のこと。 | _____ | 別項第3および別添資料No.2-2 参照のこと。 ○但し、検討の結果、人件費約160億円を加算する予定であるが、I O に比してお約300 億円低い。 ○また、前説並に記したように、I O には郵便貯金が含まれてあり、N I には含まれていない。 |

〔サービス業その他〕

| | | | |
|---------------------------|-------------------------------|-------|---|
| ① 総 計 結果 | 12,384 億円 (うち公務； 4,958 億円) | _____ | (-1,330 億円) 1,605,455 百万円 (うち公務； 448,633 百万円) |
| ② 総 計 方法 と問題点 | 第三次産業部会資料(別添所得部会資料 No.2-2) | _____ | 別項第3および別添資料No.2-2 参照のこと。 ○ N I には I O に含まれている収益(通信へ)、 飲食店(卸小売へ)を含んでいない。また新たに I O に加えられた農業サービス(農協等の行 う農耕・養蚕・畜産・園芸・サービス業)を N I は含まない。 ○ なお、検討の結果勤労所得修正として約1,400 億円が加算される予定である。 (別項第3の1 参照) |